技術的スクリーニング基準:気候変動への適応への実質的な寄与

### 適応原理を用いる

ここでは、便宜上、気候変動への適応への実質的な寄与に関する技術的スクリーニング基準を再度述べる。 ここでは「適応活動」と「適応を可能にする活動」を区別している。 詳しくは、「気候変動・適応への実質的な貢献」（リンク）を参照されたい。

### 適応活動のスクリーニング基準

|  |  |
| --- | --- |
| **基準** | **内容** |
| **A1:物質的な気候リスクの低減** | 経済活動は、可能な限り、最善の努力に基づいて、その活動に対するすべての物質的な気候リスクを低減しなければならない。 |
| **A1.1** | 経済活動は、リスク評価を通じて特定された、その活動に対するすべての物質的な気候上のリスクを可能な限り、最善の努力に基づいて削減することを目的とした物理的及び非物理的措置をともに講じる。 |
| **A1.2** | 上記の評価には、以下の特徴がある。* 現在の気候変動性と将来の気候変動(不確実性を含む)の両方を考慮する。
* 利用可能な気候データと将来の一連のシナリオに関する予測のロバストな分析に基づいている。
* 活動の実施期間に沿っている。
 |
| **A2:システムの適応に関する支援** | 経済活動及びその適応措置が、他の人々、自然及び資産の適応努力に悪影響を及ぼさない。 |
| **A2.1** | 経済活動及びその適応措置は、他の人、自然、資産及び他の人に悪影響を及ぼす気候のリスクを増大させたり、他の場所での適応を妨げるものではない。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 適応に取り組むためには、「グリーン」または「自然に基づく解決策」が「グレー」対策よりも有効であることを考慮すべきである。 |
| **A2.3** | 経済活動とその適応措置は、部門別、地域別、国別の適応努力と整合的である。 |
| **A3:適応結果のモニタリング** | 物理的な気候リスクの低減を測定することができる。 |
| **A3.1** | 適応の結果は、定義された指標に照らして監視および測定することができる。 リスクが経時的に変化することを認識しつつ、物理的気候リスクの最新の評価は、可能な場合には適切な頻度で繰り返し実施されるべきである。 |

**適応をイネーブルする活動のスクリーニング基準**

|  |  |
| --- | --- |
| **基準** | **内容** |
| **B1. 他の経済活動への適応支援** | 経済活動は、他の経済活動における重要な物理的気候リスクを減少させ、及び/又は適応に対するシステミックな障壁に対処する。 適応をイネーブルする活動には、以下の活動が含まれるが、これらに限定されるわけではない。* 既存の技術、製品、慣行、ガバナンス・プロセス、又は既存の技術、製品又は慣行(天然インフラに関連するものを含む)の革新的な利用を促進すること。　　または
* 他者が持つ適応に対する情報、財政、技術、能力等の障壁を取り除く。
 |
| **B1.1** | 経済活動は、活動そのものの境界を越えて、物理的な気候リスクへの適応を減少または促進する。 活動は、以下を通じて他者の適応をどのように支援するかを示す必要がある。* 現在の気象の変動性及び将来の気候変動の双方から生じるリスク(不確実性を含む。)の評価であって、その経済活動が頑強な気候データに基づいて対処することに寄与するもの
* リスクに晒される度合い及びそれらに対する脆弱性を考慮した、これらのリスクの低減に対する経済活動の寄与の有効性の評価。
 |
| **B1.2** | 適応をイネーブルする活動に関連するインフラストラクチャの場合、そのインフラストラクチャはまた、スクリーニング基準A1、A2およびA3を満たさなければならない。 |

**追加情報**

この報告書では、タクソノミーにおける経済活動、およびDNSH(Do No Significant Harm:他分野に深刻な害を及ぼさない)の完全な評価の対象となる将来の活動について、いくつかの追加情報を提供している。 これらの例は、以下の特徴に基づいて選択された。

* これらは、ヨーロッパにおける気候変動の悪影響に対して最も脆弱な部門の一つである440。
* ヨーロッパでは、総付加価値(GVA)と雇用の大きな割合を占めている。
* これらは、天然資源ベース部門(農業と水)、サービス部門(ICTと専門サービス)、資産ベース部門(電気、ガス、蒸気、空調供給)における適応タクソノミー的アプローチの試行を可能にする。

選択されたすべての活動が、さらなる技術的研究を条件として、この段階でタクソノミーに含まれているわけではない。 特に、2つの活動、すなわち研究開発(自然科学と工学)と気象モニタリングと予測のための専門的な通信アプリの提供は、気候変動適応に実質的な貢献をする可能性があると考えられていることから、環境影響についての完全な評価を優先して実施するべきである。

活動内容は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| **タクソノミーに含まれる活動と追加ガイダンス** | **追加の適応指針を伴うがタクソノミーには含まれない活動(「将来の考慮のための追加的適応活動」の項を参照)** |
| * [林業(広範な森林活動に適用可能)](#_bookmark2)
* 非多年生作物の栽培
* 水力発電
* 送配電
* 集中排水処理
 | * 研究開発(自然科学・工学)
* 気象モニタリングと予測のための特殊な電気通信アプリケーションの提供。
 |

EEA報告書No.15/2017「欧州における気候変動の適応と防災」(2017年)

441 EUROSTAT データに基づき、https://ec.europa.europa/eurostat/news/the-the-spotlight/gva-employe で入手可能

* エラー! 参照元が見つかりません。
* **気候変動への適応に特化した工学的活動及び関連する技術コンサルタント業**

この追加情報は、これらの活動が影響を受けやすい典型的な気候関連の危険性と、それらの敏感さに対処するために取られる適応措置に関するものである。 これは、産業が蓄積してきた知見と開発金融機関が使用している既存の感応度計測マトリックスを活用する経験とに基づいている。 この追加情報は、利用者が活動に対する物理的な気候リスクを特定し、それらのリスクに対処するための措置を支援するための出発点として提供される。 しかしながら、関連する気候関連の危険性と必要な適応措置は場所と状況に大きく影響されるため、下記の定性的スクリーニング基準によって特定されることを考えると、個別のリスク評価に代わるものではない。

# 林業

## 植林

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | A - 農業、森林、林業 |
| NACEレベル | 2 |
| コード | A2 |
| 内容 | **植林**新規植林とは、それまで異なる土地利用下にあった土地に植林および/または意図的な播種を通して森林を確立することであり、これは、土地利用が非森林から森林442へ転換することを意味する。 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* [適応活動のスクリーニング基準](#_bookmark0)
* [適応を可能にする活動のスクリーニング基準](#_bookmark1)

タクソノミーの利用者は、いずれの基準に対応しているかを特定し、説明しなければならない。**森林活動の適応に貢献できる措置の例を網羅的ではないリスト:**活動自体は、以下のような様々な手段によって、強靱化することができる。* 早期警報システム又は野火防除措置(熱波による野火の被害を軽減するため)の適用
* 強風の影響を受けにくい再生材(種や生態)の利用、苗台のタイムリーな管理、タイムリーな間伐(風の増加による林分の被害の軽減)

干ばつの影響を受けにくい種や生態の利用、あるいは種や生態の多様化(水の利用可能性の欠如による樹木の損失を最小限に抑えるため)。 |
| **重大な有害性** |
| 主要な環境側面は、他の5つの目標に及んでおり、以下のようにまとめられている。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を確保する。
* 水資源や水質への影響
* 水、大気、土壌への汚染、および農薬や肥料の使用に伴うリスク
 |

出所:FAO, Global Forest Resources Assessment, 2020

|  |
| --- |
| * 生態学的価値の高い土地の森林への集約・転換や違法伐採による生物多様性や生態系への影響
 |
| (1)緩和 | 森林は、著しい炭素吸収源を提供する異例の経済部門だが、もしも(適応)活動が炭素吸収源の顕著な長期的削減につながるとするとそれは森林気候変動の緩和に関する「重大な有害性」となる。 従って、森林面積を維持し、長期的に森林炭素貯蔵と吸収ポテンシャルを維持することが重要である。 緩和効果の立証された適応活動を確実にするための原則は、適応対応が以下のようにすべきであるということである。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を損なわない
* 地上及び地下の既存の森林炭素吸収源の長期的な維持を損なわない

その活動がタクソノミーに準拠していると判断するための基準は、既存のEU法規に沿って、以下の通りである。* 適応対応は、再生可能エネルギー指令(EU/2018/2001)の第29条(7)b項に定める要件に従わなければならない。同指令は、森林における炭素貯蔵と吸収源のレベルが長期的に維持され、強化されることを確実にするために、森林調達地域レベルで管理システムを整備する必要性を規定している。
 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。
* EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。
 |
| (4)サーキュラーエコノミー |  |
| (5)汚染 | * 農薬の使用を最小限にとどめ、農薬の持続可能な使用に関する指令2009/128/ECに沿って、農薬の非化学的代替法などの代替的なアプローチまたは技術を優遇する。 有害動植物や病気の発生を抑制するために必要な場合を除き、これは必要である。 水への栄養塩の溶出を防ぐために必要なものに限るよう、肥料の使用を適応させること。
* POPs条約、ロッテルダム条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、またはWHO勧告の有害性による農薬分類の分類IaまたはIIbに記載されている有効成分の使用を回避するため、十分に文書化され検証可能な措置を講じること。
* 当該森林の水質汚濁、土壌汚染を防止し、発生した場合には、浄化対策を実施すること。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| (6)生態系 | * 景観レベル443において、長期的な保全状況の維持又は改善を確保するための措置をとること。
* 指定された保全地域においては、これらの地域の保全目標に沿った行動がとられるべきであること。
* 生物多様性の損失に特に敏感な、あるいは草地や炭素貯蔵量の高い地域(泥炭地、湿地など)のような高い保全価値のある生息地の転換を行わず、国内法に則り、そのような生息地の回復のために用意されている地域
* 生物多様性444を維持するための規定を含む森林管理計画(又はこれに相当するもの)を策定すること。
* 提供される生態系サービスの量と質を減少させないことを目的として、生態系サービスの提供を評価すること。
* 違法伐採を防止するために、国内法令を遵守した森林の監視・保護を行うこと。
* 地域の要件及び制限に応じて、自然に近い森林又は類似の概念を促進すること。
* 気候変動、自然災害、当該地域の生物学的、土壌学的及び水文学的状態、並びに地域の条件、現在及び予測される気候変化の下での種の潜在的な侵略的性質に対して必要な回復力を十分に提供する、在来種又は、品種、生態型及び樹木の出自を選択すること。
 |

443 景観管理レベルは、異なる種の保全状態を維持する目標が単一の森林林の林台よりも上のスケールであることを強調するために使用することができる。

444 この基準は、森林管理計画(または同等のもの)を通じて開示する緩和基準の基準3と組み合わせて考慮されるべきである。

## 再生、回復

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | A - 農業、森林、林業 |
| NACEレベル | 2 |
| コード | A2 |
| 内容 | **復旧・復興**タクソノミーでは、リハビリテーション/復旧とは、劣化した状態445からの生態系の回復を開始または加速する意図的な活動であると定義している。 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* [適応活動のスクリーニング基準](#_bookmark0)
* [適応を可能にする活動のスクリーニング基準](#_bookmark1)

タクソノミーの利用者は、どの基準に対応しているかを特定し、説明しなければならない。**森林活動の適応に貢献できる措置の例：網羅的ではないリスト:**活動自体の気候に関する耐性を、以下のような様々な手段によって高めることができる。* 早期警報システム又は野火防除措置(野火による被害を軽減するため)の利用
* 強風の影響を受けにくい再生材(種や生態)の利用、苗台のタイムリーな管理、タイムリーな間伐(風の増加による林分の被害の軽減)

干ばつの影響を受けにくい種や生態の利用、あるいは種や生態の多様化(水の利用可能性の欠如による樹木の損失を最小限に抑えるため)。 |
| **重大な有害性** |
| 主要な環境側面は、他の5つの目標にまたがっており、以下のようにまとめられている。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を確保する。
* 水資源や水質への影響
* 水、大気、土壌への汚染、および農薬や肥料の使用に伴うリスク
* 生態学的価値の高い土地の森林への集約・転換や違法伐採による生物多様性や生態系への影響
 |

445:FAO、Unasylva、Forest and Landocape restoration(IPBES、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームを参照)。

|  |
| --- |
| 以下のDNSH基準は、森林緩和分類(基準1)のSFM要件と組み合わせて考慮されるべきである。 この基準は、定期的に監査される独立した第三者機関のスキームを用いて森林認証を適用することによって、情報を得ることができる。 コンプライアンスは、森林緩和分類の基準3に従い、森林管理計画(または同等のもの)を通じて報告されるものとする。 |
| (1)緩和 | 森林は、著しい炭素吸収源を提供する異例の経済部門だが、もしも(適応)活動が炭素吸収源の顕著な長期的削減につながるとすれば、それは森林気候変動の緩和に関する「重大な有害性」となる。 従って、森林面積を維持し、長期的に森林炭素貯蔵と吸収ポテンシャルを維持することが重要である。 緩和の立証された適応活動を確実にするための原則は、以下のようにすべきである。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を損なわない
* 地上及び地下の既存の森林炭素吸収源の長期的な維持を損なわない

その活動がタクソノミーに準拠していると判断できる基準は、既存のEU法規に沿って、以下の通りである。* 適応対応は、再生可能エネルギー指令(EU/2018/2001)の第29条(7)b項に定める要件に従わなければならない。同指令は、森林における炭素貯蔵と吸収源のレベルが長期的に維持され、強化されることを確実にするために、森林調達地域レベルで管理システムを整備する必要性を規定している。
 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていることを確実にする。
* EUでは、EU水関連法規の要件を満たす。
 |
| (4)サーキュラーエコノミー |  |
| (5)汚染 | * 農薬の使用を最小限にとどめ、農薬の持続可能な使用に関する指令2009/128/ECに沿って、農薬の非化学的代替法などの代替的なアプローチまたは技術を優先する。 例外的な場合を除き、

これは、害虫や病気の発生を抑制するために必要である。  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 水への栄養塩の溶出を防ぐために必要な分だけに肥料の使用を調節すること。* POPs条約、ロッテルダム条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、またはWHO勧告の有害性による農薬分類の分類IaまたはIIbに記載されている有効成分の使用を回避するため、十分に文書化され検証可能な措置を講じること。
* 当該森林の水質汚濁、土壌汚染を防止し、発生した場合には、浄化対策を実施すること。
 |
| (6)生態系 | * 景観レベル446において、長期的な保全状況の維持又は改善を確保するための措置をとること。
* 指定された保全地域においては、これらの地域の保全目標に沿った行動がとられるべきである。
* 生物多様性の損失に特に敏感な、あるいは草地や炭素貯蔵量の高い地域(泥炭地、湿地など)のような高い保全価値のある生息地の転換を行わず、国内法に則り、そのような生息地の回復のために用意されている地域
* 生物多様性の維持に関する規定を含む森林管理計画(または同等のもの)を策定すること。
* 提供される生態系サービスの量と質を減少させないことを目的として、生態系サービスの提供を評価すること。
* 違法伐採を防止するために、国内法令を遵守した森林の監視・保護を行うこと。
* 地域の要件及び制限に応じて、自然に近い森林又は類似の概念を促進すること。
* 気候変動、自然災害、当該地域の生物学的、土壌学的及び水文学的状態、並びに地域の条件、現在及び予測される気候変化の下での種の潜在的な侵略的性質に対して必要な回復力を十分に提供する、在来種又は品種、生態型及び樹木の出自を選択すること。
 |

446の景観管理レベルは、異なる種の保全状態を維持するという目標が単一の森林林地帯よりも上のスケールであることを強調するために使用され得る。

447 この基準は、森林管理計画(または同等のもの)を通じて開示する緩和基準の基準3と組み合わせて考慮されるべきである。

## 植林

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | A - 農業、森林、林業 |
| NACEレベル | 2 |
| コード | A2 |
| 内容 | **植林**再植林とは、森林に分類される土地に植林や意図的な播種を行うことによって森林が再び造成されることをいう。 これは、土地利用に変化がないことを意味し、一時的に貯蔵されていない森林地域への植林/播種、および森林被覆地域への植林/播種を含む。 これには、もともと植えられた、あるいは種まきされた448木から生えた雑木林が含まれている。 FAO FRAによる森林再生の定義では、自然再生は除外されている。 しかし、タクソノミーは、森林一般によってもたらされる炭素吸収と貯蔵ポテンシャルの増加に対する自然再生の重要性を認識している。 従って、その価値は自然再生森林に関するFAO FRAの定義に沿って、この文脈の中に明示的に含まれる。449タクソノミーの文脈において、「再植林」というカテゴリーは、極端な現象(風、火災など)に続く場合に適用され、通常の収穫後の再植林に対する法的拘束力のある義務の一部としてではない。 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* [適応活動のスクリーニング基準](#_bookmark0)
* [適応を可能にする活動のスクリーニング基準](#_bookmark1)

タクソノミーの利用者は、どの基準に対応しているかを特定し、説明しなければならない。**森林活動の適応に貢献できる措置の例：網羅的ではないリスト:**活動自体の気候耐性は、以下のような様々な手段によって高めることができる。* 早期警報システム又は野火防除措置(野火による被害を軽減するため)の利用
 |

448:FAO、世界森林資源評価、2020

自然再生により樹木を主体とした449本の森林。

注記1. 植林、自然再生の区別ができない森林を含む。 2. 自然再生樹種と植林・播種樹木が混在した森林を含み、自然再生樹木が成熟時の生育ストックの大部分を占めると予想される森林を含む。 3. 自然再生によって樹立された雑木林を含む。 4. 導入された種の自然に再生された樹木を含む。

|  |
| --- |
| * 強風の影響を受けにくい再生材(種や生態)の利用、苗台のタイムリーな管理、タイムリーな間伐(風の増加による林分の被害の軽減)

干ばつの影響を受けにくい種や生態の利用、あるいは種や生態の多様化(水の利用可能性が低い場合に樹木の損失を最小限に抑えるため)。 |
|  | **重大な有害性** |
| 主要な環境側面は、他の5つの目標にまたがっており、以下のようにまとめられている。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を確保する。
* 水資源や水質への影響
* 水、大気、土壌への汚染、および農薬や肥料の使用に伴うリスク
* 生態学的価値の高い土地の森林への集約・転換や違法伐採による生物多様性や生態系への影響

以下のDNSH基準は、森林緩和分類(基準1)のSFM要件と組み合わせて考慮されるべきである。 この基準は、定期的に監査される独立した第三者機関のスキームを用いて森林認証を適用することによって、情報を得ることができる。 コンプライアンスは、森林緩和分類の基準3に従い、森林管理計画(または同等のもの)を通じて報告されるものとする。 |
| (1)緩和 | 森林は、著しい炭素吸収源を提供する異例の経済部門だが、もしも(適応)活動が炭素吸収源の顕著な長期的削減につながるとすればそれは森林気候変動の緩和に関する重大な有害性となる。 従って、森林面積を維持し、長期的に森林炭素貯蔵と吸収ポテンシャルを維持することが重要である。 緩和の立証された適応活動を確実にするための原則は、適応対応が以下のようにすべきであるということである。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を損なわない
* 地上及び地下の既存の森林炭素吸収源の長期的な維持を損なわない

その活動がタクソノミーに準拠していると判断できる基準は、既存のEU法規に沿って、以下の通りである。適応対応は、再生可能エネルギー指令(EU/2018/2001)の第29条(7)b項に定める要件に従わなければならない。同指令は、森林における炭素貯蔵と吸収源のレベルが長期的に維持され、強化されることを確実にするために、森林調達地域レベルで管理システムを整備する必要性を規定している。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。
 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 関連する利害関係者と協議して策定された水の利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。* EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。
 |
| (4)サーキュラーエコノミー |  |
| (5)汚染 | * 農薬の使用を最小限にとどめ、農薬の持続可能な使用に関する指令2009/128/ECに沿って、農薬の非化学的代替法などの代替的なアプローチまたは技術を優先する。 有害動植物や病気の発生を抑制するために必要な場合を除き、これは必要である。 水への栄養塩の溶出を防ぐため必要なものだけに肥料の使用を調整する。
* POPs条約、ロッテルダム条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、またはWHO勧告の有害性による農薬分類の分類IaまたはIIbに記載されている有効成分の使用を回避するため、十分に文書化され検証可能な措置を講じる。
* 当該森林の水質汚濁、土壌汚染を防止し、発生した場合には、浄化対策を実施すること。
 |
| (6)生態系 | * 景観レベル450において、長期的な保全状況の維持又は改善を確保するための措置をとること。
* 指定された保全地域においては、これらの地域の保全目標に沿った行動がとられるべきである。
* 生物多様性の損失に特に敏感な、あるいは草地や炭素貯蔵量の高い地域(泥炭地、湿地など)のような高い保全価値のある生息地の転換を行わず、国内法に則り、そのような生息地の回復のために用意されている地域
* 生物多様性の維持に関する規定を含む森林管理計画(又はこれに相当するもの)を策定すること。
* 提供される生態系サービスの量と質を減少させないことを目的として、生態系サービスの提供を評価すること。
* 違法伐採を防止するために、国内法令を遵守した森林の監視・保護を行うこと。
* 地域の要件及び制限に応じて、自然に近い森林又は類似の概念を促進すること。
 |

450景観管理レベルは、異なる種の保全状態を維持するという目標が、単一の森林地帯よりも上のスケールであることを強調するために使用され得る。

451 この基準は、森林管理計画(または同等のもの)を通じて開示する緩和基準の基準3と組み合わせて考慮されるべきである。

* 気候変動、自然災害、当該地域の生物学的、土壌学的及び水文学的状態、並びに地域の条件、現在及び予測される気候変化の下での種の潜在的な侵略的性質に対して必要な回復力を十分に提供する、在来種又、品種、生態型及び樹木の出自を選択する。

## 既存の森林管理

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | A - 農業、森林、林業 |
| NACEレベル | 2 |
| コード | A2 |
| 内容 | **既存の森林管理**タクソノミーでは、森林管理を「持続可能な森林管理の原則」に従って、森林として報告される土地の管理と定義している。 さらに、森林ヨーロッパでは、「持続可能な森林管理」とは、森林と森林土地を、その生物多様性、生産性、再生能力、活力、および現在および将来、地域、国、世界レベルで関連する生態学的、経済的、社会的機能を果たす可能性を維持し、他の生態系に損害を与えない方法で、かつその速度で利用することを意味する、と定義されている。 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* [適応活動のスクリーニング基準](#_bookmark0)
* [適応を可能にする活動のスクリーニング基準](#_bookmark1)

タクソノミーの利用者は、どの基準に対応しているかを特定し、説明しなければならない。**森林活動の適応に貢献できる措置の例：網羅的ではないリスト:**活動自体は、以下のような様々な手段によって、気候に強靱にすることができる。* 早期警報システム又は野火防除措置(野火による被害を軽減するため)の利用
* 強風の影響を受けにくい再生材(種や生態型)の利用、苗台のタイムリーな管理、タイムリーな間伐(風の増加による林分の被害の軽減)

干ばつの影響を受けにくい種や生態の利用、あるいは種や生態の多様化(水の利用可能性が低い場合に樹木の損失を最小限に抑えるため)。 |
| **重大な有害性** |
| 主要な環境側面は、他の5つの目標にまたがっており、以下のようにまとめられている。* 変化する気候に適応する森林の能力
 |

452 https

|  |
| --- |
| * 水資源や水質への影響
* 水、大気、土壌への汚染、および農薬や肥料の使用に伴うリスク
* 生態学的価値の高い土地の森林への集約・転換や違法伐採による生物多様性や生態系への影響

以下のDNSH基準は、森林緩和分類(基準1)のSFM要件と組み合わせて考慮されるべきである。 この基準は、定期的に監査される独立した第三者機関のスキームを用いて森林認証を適用することによって、情報を得ることができる。 コンプライアンスは、森林緩和分類の基準3に従い、森林管理計画(または同等のもの)を通じて報告されるものとする。 |
| (1)緩和 | 森林は、著しい炭素吸収源を提供する異例の経済部門だが、もしも(適応)活動が炭素吸収源の顕著な長期的削減につながるとすれば、それは森林気候変動の緩和に関する「重大な有害性」となる。 従って、森林面積を維持し、長期的に森林炭素貯蔵と吸収ポテンシャルを維持することが重要である。 緩和の立証された適応活動を確実にするための原則は、適応対応が以下のようにすべきであるということである。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を損なわない
* 地上及び地下の既存の森林炭素吸収源の長期的な維持を損なわない

その活動がタクソノミーに準拠していると判断できる基準は、既存のEU法規に沿って、以下の通りである。* 適応対応は、再生可能エネルギー指令(EU/2018/2001)の第29条(7)b項に定める要件に適合しなければならない。同指令は、森林内の炭素貯蔵と吸収源のレベルが長期間にわたって維持または強化されることを確実にするために、森林調達地域レベルで管理システムを整備する必要性を規定している。
 |

453　REDの第29条は、森林の炭素蓄積量と吸収量が長期的に維持・強化されることを確保するための森林の持続可能性基準を定めている。 これは、第29条(7)b項では、「…森林内の炭素貯蔵および吸収源のレベルが長期的に維持または強化されることを保証するために、森林調達地域レベルで管理システムが整備されている」ことを明示的に規定しており、これは、国レベルの要件に依存するのではなく、タクソノミーおよび/または投資の運営にとってより適切なレベルでの重大な損害要件がないことを強調している。

|  |  |
| --- | --- |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていることを確実にする。
* EUでは、EU水関連法規の要件を満たす。
 |
| (4)サーキュラーエコノミー |  |
| (5)汚染 | * 農薬の使用を最小限にとどめ、農薬の持続可能な使用に関する指令2009/128/ECに沿って、農薬の非化学的代替法などの代替的なアプローチまたは技術を優先する。 有害動植物や病気の発生を抑制するために必要な場合を除き、これは必要である。 水への栄養塩の溶出を防ぐために必要なものに肥料の使用を適応させる。
* POPs条約、ロッテルダム条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、またはWHO勧告の有害性による農薬分類の分類IaまたはIIbに記載されている有効成分の使用を回避するため、十分に文書化され検証可能な措置を講じる。
* 当該森林の水質汚濁、土壌汚染を防止し、発生した場合には、浄化対策を実施すること。
 |
| (6)生態系 | * 景観レベル454において、長期的な保全状態の維持又は改善を確保するための措置をとる。
* 指定された保全地域においては、これらの地域の保全目標に沿った行動がとられるべきである。
* 生物多様性の損失に特に敏感な、あるいは草地や炭素貯蔵量の高い地域(泥炭地、湿地など)のような高い保全価値のある生息地の転換を行わず、国内法に則り、そのような生息地の回復のために用意されている地域
 |

454　景観管理レベルは、異なる種の保全状態を維持するという目標が、単一の森林地帯よりも上のスケールであることを強調するために使用され得る。

|  |  |
| --- | --- |
|  | * 生物多様性を維持するための規定を含む森林管理計画(又はこれに相当するもの)を策定すること。
* 提供される生態系サービスの量と質を減少させないことを目的として、生態系サービスの提供を評価すること。
* 違法伐採を防止するために、国内法令を遵守した森林の監視・保護を行うこと。
* 地域の要件及び制限に応じて、自然に近い森林又は類似の概念を促進すること。
* 気候変動、自然災害、当該地域の生物学的、土壌学的及び水文学的状態、並びに地域の条件、現在及び予測される気候変化の下での種の潜在的な侵略的性質に対して必要な回復力を十分に提供する、在来種又は、品種、生態型及び樹木の出自を選択すること。
 |

455　この基準は、森林管理計画(または同等のもの)を通じて開示する緩和基準の基準3と組み合わせて考慮されるべきである。

## 保全林

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | A - 農業、森林、林業 |
| NACEレベル | 2 |
| コード | A2 |
| 内容 | **保全林**「第一次指定管理目標」(FAO FRA定義)が保全であるもの。 具体的には、FAO FRAの定義s456に基づく「生物多様性の保全」または「社会サービス」を管理目標とする森林。 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* [適応活動のスクリーニング基準](#_bookmark0)
* [適応を可能にする活動のスクリーニング基準](#_bookmark1)

タクソノミーの利用者は、どの基準に対応しているかを特定し、説明しなければならない。**森林活動の適応に貢献できる措置の例：網羅的ではないリスト:**活動自体は、以下のような様々な手段によって、気候に強靱にすることができる。* 早期警報システム又は野火防除措置(野火による被害を軽減するため)の利用
* 強風の影響を受けにくい再生材(種や生態)の利用、苗台のタイムリーな管理、タイムリーな間伐(風の増加による林分の被害の軽減)

干ばつの影響を受けにくい種や生態の利用、あるいは種や生態の多様化(水の利用可能性が低い場合に樹木の損失を最小限に抑えるため)。 |
| **重大な有害性** |
| 主要な環境側面は、他の5つの目標にまたがっており、以下のようにまとめられている。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を確保する。
* 水資源や水質への影響
* 水、大気、土壌への汚染、および農薬や肥料の使用に伴うリスク
 |

456:FAO、世界森林資源評価、2020

|  |
| --- |
| * 生態学的価値の高い土地の森林への集約・転換や違法伐採による生物多様性や生態系への影響

以下のDNSH基準は、森林緩和分類(基準1)のSFM要件と組み合わせて考慮されるべきである。 この基準は、定期的に監査される独立した第三者機関のスキームを用いて森林認証を適用することによって、情報を得ることができる。 コンプライアンスは、森林緩和分類の基準3に従い、森林管理計画(または同等のもの)を通じて報告されるものとする。 |
| (1)緩和 | 森林は、著しい炭素吸収源を提供する異例の経済部門だが、もしも(適応)活動が炭素吸収源の顕著な長期的削減につながるとすればそれは森林気候変動の緩和に関する「重大な有害性」となる。 従って、森林面積を維持し、長期的に森林炭素貯蔵と吸収ポテンシャルを維持することが重要である。 緩和の立証された適応活動を確実にするための原則は、適応対応が以下のようにすべきであるということである。* 森林が炭素を固定する長期的な能力を損なわない
* 地上及び地下の既存の森林炭素吸収源の長期的な維持を損なわない

その活動がタクソノミーに準拠していると判断できる基準は、既存のEU法規に沿って、以下の通りである。* 適応対応は、再生可能エネルギー指令(EU/2018/2001)の第29条(7)b項に定める要件に適合しなければならない。同指令は、森林内の炭素貯蔵と吸収源のレベルが長期間にわたって維持または強化されることを確実にするために、森林調達地域レベルで管理システムを整備する必要性を規定している。
 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていることを確実にする。
* EUでは、EU水関連法規の要件を満たす。
 |
| (4)サーキュラーエコノミー |  |

457　REDの第29条は、森林の炭素貯蔵と吸収源のレベルが長期的に維持・強化されることを確保するための森林の持続可能性基準を定めている。 第29条(7)b項では、「…森林内の炭素貯蔵および吸収源のレベルが長期的に維持または強化されることを保証するために、森林調達地域レベルで管理システムが整備されている」ことを明示的に規定しており、これは、国レベルの要件に依存するのではなく、タクソノミーおよび/または投資の運営にとってより適切なレベルでの重大な損害要件がないことを強調している。

|  |  |
| --- | --- |
| (5)汚染 | * 農薬の使用を最小限にとどめ、農薬の持続可能な使用に関する指令2009/128/ECに沿って、農薬の非化学的代替法などの代替的なアプローチまたは技術を優先する。 有害動植物や病気の発生を抑制するために必要な場合を除き、これは必要である。 水への栄養塩の溶出を防ぐために必要なものに限るよう、肥料の使用を調整する。
* POPs条約、ロッテルダム条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、またはWHO勧告の有害性による農薬分類の分類IaまたはIIbに記載されている有効成分の使用を回避するため、十分に文書化され検証可能な措置を講じる。
* 当該森林の水質汚濁、土壌汚染を防止し、発生した場合には、浄化対策を実施すること。
 |
| (6)生態系 | * 景観レベル458において、長期的な保全状態の維持又は改善を確保するための措置をとること。
* 指定された保全地域においては、これらの地域の保全目標に沿った行動がとられるべきである。
* 生物多様性の損失に特に敏感な、あるいは草地や炭素貯蔵量の高い地域(泥炭地、湿地など)のような高い保全価値のある生息地の転換を行わず、国内法に則り、そのような生息地の回復のために用意されている地域
* 生物多様性を維持するための規定を含む森林管理計画(又はこれに相当するもの)を策定すること。
* 提供される生態系サービスの量と質を減少させないことを目的として、生態系サービスの提供を評価すること。
* 違法伐採を防止するために、国内法令を遵守した森林の監視・保護を行うこと。
* 地域の要件及び制限に応じて、自然に近い森林又は類似の概念を促進すること。
* 気候変動、自然災害、当該地域の生物学的、土壌学的及び水文学的状態、並びに地域の条件、現在及び予測される気候変化の下での種の潜在的な侵略的性質に対して必要な回復力を十分に提供する、在来種又は、品種、生態型及び樹木の出自を選択する。
 |

458ランドスケープ管理レベルは、異なる種の保全状態を維持する目標が単一の森林よりも上のスケールであることを強調するために使用することができる。

459 この基準は、森林管理計画(または同等のもの)を通じて開示する緩和基準の基準3と組み合わせて考慮されるべきである。

# 農業

## 多年生作物の栽培

|  |
| --- |
| **セクター分類と活動** |
| マクロセクター | A-農林漁業 |
| NACEレベル | 3 |
| コード | A1.2 |
| 内容 | 多年生作物の栽培 |
| **適応基準** |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。* [適応活動のスクリーニング基準](#_bookmark0)
* [適応を可能にする活動のスクリーニング基準](#_bookmark1)

タクソノミーの利用者は、どの基準に対応しているかを特定し、説明しなければならない。 |
| **重大な有害性** |
| 多年生作物の栽培への投資のために考慮すべき主要な環境側面は、他の5つの目的すべてにわたり、以下のように要約される。* 変化する気候に適応する農業システムの能力
* 水量、水質、水生態系への影響
* 大気質への影響
* 栄養管理を含む生産システムの非効率性
* 汚染物質と養分の流出と浸出;
* 例えば、地域の転換、既存の耕地の集約化、および侵略的外来種による、生息地および種への影響。

環境リスクのある地域は、地理的に非常に多様であることに留意されたい。 関連する地域又はプロジェクト内の重要性及び関連性のある分野又は問題を特定するために、関連する所管の国内又は地域当局から指針が求められるべきである。 |
| **DNSHの目的** | **基準と閾値** |
| (1)緩和 | * 永続的な草原の維持　460
 |

4460 COM(2018)392付属書IIIのGAEC1と一致

|  |  |
| --- | --- |
|  | * 当局が植物の健康上の理由により免除を与えている場合を除き、耕作可能な切り株の燃焼は行わない。461
* 湿地または泥炭地462を適切に保護し、連続的に森林化された地域または5mを超える樹木を有する1ヘクタールを超える土地、および10~30%の樹影、または現場でこれらの閾値に達することのできる土地の転換を行わない。
* 傾斜地を含む土壌劣化のリスクを低減するための耕作下での最低限の土地管理。464
* 土壌の浸食と消失を防ぐために、最も感受性の高い期間に裸地の土壌は存在しない。465。
 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていることを確実にする。
* EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。
 |
| (4) サーキュラーエコノミー・廃棄物の予防・リサイクル | * 活動は、資源利用効率の向上によるエネルギーを含め、生産量あたりの原材料使用を最小限に抑えるべきである。
* 活動は、生産システムから環境に溶出する栄養素(特に窒素とリン酸塩)の損失を最小限に抑えるべきである。467。
* 活動は、良好な農業慣行468に従い、一次資源の需要を減らすために、作物の生産又は収穫の残渣及び副産物を使用すべきである。
 |

EUにおいては、これはCOM(2018)392 462の附属書IIIのGAEC3に従い、COM(2018)392の附属書IIIのGAEC2に従い、免除を与える加盟国と解釈されるべきである。

463 RED II、第29条第4項および第5項に従う。 これは、バイオ燃料、バイオ液体またはバイオマス、あるいは食料または飼料用に関わらず、すべての多年生作物生産に適用される。 その意図は、RED IIに従ったものである。すなわち、高い炭素貯蔵地が農業生産の目的のために転換されないことを保証することである。

4464 COM(2018)392 465の附属書IIIのGAEC6と一致。COM(2018)392の附属書IIIのGAEC7と一致。

466 原材料使用量が減少しない生産効率の向上を考慮した「生産量原単位」

467 COM(2018)392の附属書IIIのGAEC 5に従う。 その目的は、農業者に、環境上および農業上の利益につながる養分の利用を最適化するのに役立つデジタルツールを提供することである。

4468 EU循環経済戦略および対応する行動計画からの行動の多くは、ここで指針を提供する農業と関連があることに留意されたい(例えば、農業用灌漑のための再利用水の最低要件を設定する法律の提案、農業副産物や生物廃棄物のような二次原料から製造される有機肥料の調和規則を導入する新しい肥料規制)。

|  |  |
| --- | --- |
| (5) 公害防止・管理469 | * 活動は、栄養素(肥料)および植物保護製品(例えば、殺虫剤および除草剤)が、それらの用途(時間と処理地域)の対象とされ、適切なレベル(可能であれば、持続可能な生物学的、物理学的、またはその他の非化学的方法を優先して)で、また、農薬使用が人の健康と環境(例えば、水と大気汚染)および過剰な栄養素の喪失に対するリスクと影響を低減するための適切な器具と技術を用いて行われること。
* 以下のことを確実にする活性物質を含む植物保護製品のみの使用

人と動物の健康と環境の高い保護.471 |
| (6)健全な生態系 | * 活動は、特に冬季に土壌の保護を確保するため、浸食および水路/水域への流出を防止し、土壌有機物を維持するものである472。
* 活動は、自然価値の高い土地、湿地、森林、または生物多様性の価値が高い他の地域473の転換、分断化、または持続不可能な強化につながらない。 これには、１ヘクタール超に及ぶ高度に生物多様性のある草地が含まれる。
	1. すなわち、人間の介入がなく、自然の種の構成と生態学的特徴とプロセスを維持する、草地として残る自然の草地;または;
	2. すなわち、人間の介入がなければ草地ではなくなり、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁によって高度に生物多様性であると確認されている非自然的な草地。
* 活動は、以下であってはならない。474
* 保全の重要性又は懸念を有する種及び生息地の多様性又は存在量の減少をもたらすこと。
* 既存の管理計画または保全目標に違反する。
* 活動が新規の非在来種又は侵略的な外来種の生産を伴う場合には、その栽培は、最初のリスク評価及びその上で行われるべきである。
 |

469、各国排出上限指令(EU)2016/2284(特に付属書III、パート2)、および本指令に基づき各加盟国によって制定された国家大気汚染防止計画の関連規定も参照のこと。

470 農薬の持続可能な使用に関する指令2009/128/ECおよび硝酸塩指令を参照のこと。 CAPポスト2020のSMR13は、農薬指令の実施とクロスコンプライアンス下での直接支払いとを結びつけ、

471 EUでは、これは、指令(EU)2019/782(表1)の下で、グループ1、2、3に分類された植物保護製品の有害性の重み付けとしての使用を意味する。

472 COM(2018)392付属書IIIのGAEC6および7と一致

473 生物多様性の価値が高い473地域は、指令EU(2018)2001の第29条(3)に規定されているように定義することができる。

4474 自然生息地及び野生動植物の保護に関する2020年以降のCAP、特に1992年5月21日の理事会指令92/43/EEC(OJ L 206, 22.7.1992, p)の法的管理指令3及び4に従う。 7):野鳥の保護に関する2009年11月30日の欧州議会および理事会の第6条(1)および(2)ならびに指令2009/147/EC(OJ L 20, 26.1.2010, p.)。 7. 第3条(1)、第3条(2)(b)、第4条(1)、(2)及び(4)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 環境への逃避を防ぐための十分な安全対策を確保するためにモニタリングを実施する。 |